



NISSAY

2025年1月改訂

# 注意喚起情報



## ご契約のしおり 定款・約款 (共通版)



各商品ごとの「ご契約のしおりー定款・約款」は当社ホームページにて確認いただけます。(当社ホームページでの参照方法は当冊子3ページの「当社ホームページでの確認方法」を確認ください。)

(注)当社ホームページを閲覧できる環境がない場合や、その他の理由で紙冊子の交付を希望される場合には、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

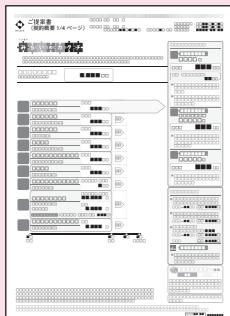
# はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ず確認ください。

## 特に重要なお知らせ

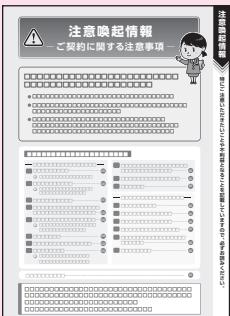
これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



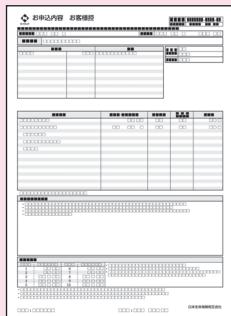
（ご提案の際または申込みの際に  
お渡ししています）

注意喚起情報



（この冊子の冒頭に縫込んでいます）

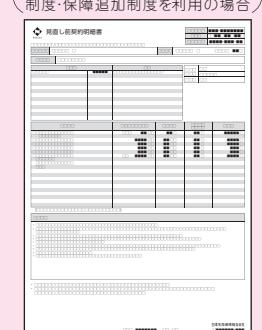
お申込内容 お客様控



（申込みの際にお渡ししています）

見直し前契約明細書

（保障見直し制度・一部保障見直し）



## 「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」について

### 注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。



### ご契約のしおりー定款・約款

#### ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

「ご契約のしおりをお読みいただくにあたって」および「保険金等の請求」

#### 定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

#### 約 款

「ご契約のご加入から消滅までのとりきめ」を記載しています。

#### お客様ID等に関する規程（個人向け）

お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。

契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、  
契約日が2024年10月2日以後の場合はログインID利用規程が適用されます。

#### 法人向けお客様ID規程

お客様ID発行等、法人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。

### 当冊子に記載

### 各商品ごとの「ご契約のしおりー定款・約款」に記載



当社ホームページで確認いただけます。  
(参照方法は当冊子3ページの「当社ホームページでの確認方法」を確認ください。)



# 注意喚起情報

## — ご契約に関する注意事項 —



この「注意喚起情報」には、特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となることが記載された部分については必ず確認ください。
- 現在のご契約について保障見直し制度・一部保障見直し制度を利用する場合や、解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

### 特にご注意いただきたい事項・不利益となる事項

#### — 各商品共通で確認いただきたい事項 —

- |   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | クーリング・オフ制度                           | 02 |
|   | ✓ 制度の利用期間には制限があります                   |    |
| 2 | 健康状態等の告知義務                           | 03 |
|   | ✓ 正しく告知いただけないと保険契約または特約は解除されます       |    |
| 3 | 責任開始(保障の開始)                          | 05 |
| 4 | 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合 | 06 |
| 5 | 保険料の払込みがない場合等の取扱い                    | 07 |
|   | ✓ 保険料の払込みがなければ保険契約は解除されます            |    |
| 6 | 保険金等の請求                              | 08 |
| 7 | 保険金等をお支払いできない場合                      | 10 |
| 8 | 解約と解約払戻金                             | 11 |
|   | ✓ 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なく、まったくないこともあります |    |

- |    |                                  |    |
|----|----------------------------------|----|
| 9  | 確認担当職員による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認 | 13 |
| 10 | 生命保険会社が経営破綻した場合等                 | 13 |
| 11 | 相互会社運営                           | 13 |

#### — 各商品ごとに確認いただきたい事項 —

- |    |                          |    |
|----|--------------------------|----|
| 12 | 死亡保障がないこと                | 14 |
| 13 | 育英年金の取扱いがないこと            | 14 |
| 14 | 第1保険期間中の死亡保険金            | 15 |
| 15 | お子さまの出生前に加入した場合          | 15 |
| 16 | 保障見直し制度・一部保障見直し制度を利用する場合 | 16 |
| 17 | 無配当保険の特徴                 | 21 |

相談・照会・苦情の連絡先 ..... 22

保険金等の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。  
詳しくは、「ご契約のしおり一定款・約款」を確認ください。

## 注意喚起情報 項目一覧

今回加入する商品の対象項目を確認ください。

なお、項目NO.12以降については、各商品ごとに確認いただきたい事項を記載しています。

○ … 確認対象  
— … 確認対象外

項目No.	項目	商品	みらかた	一時払	学資	こども	出産	長寿	長期	積立
			みらいのかたち	一時 払 年金 保険	時 払 養老 保険	時 払 終身 保険	学資 保険	こじ もの 保険	出産 サポート 給付 金付 3大 疾病 保障 保険	長寿 生存 保険 (低解約 金付 3大 疾病 保障 保険)
1	クーリング・オフ制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	健康状態等の告知義務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	責任開始(保障の開始)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	保険料の払込みがない場合等の取扱い	○	—	○	○	○	○	○	○	○
6	保険金等の請求	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	保険金等をお支払いできない場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	解約と解約払戻金	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	確認担当職員による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	生命保険会社が経営破綻した場合等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	相互会社運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各商品ごとに確認いただきたい事項	12 死亡保障がないこと	○	—	—	○	—	○	—	—	—
	13 育英年金の取扱いがないこと	—	—	○	—	—	—	—	—	—
	14 第1保険期間中の死亡保険金	—	—	—	—	—	—	○	—	—
	15 お子さまの出生前に加入した場合	—	—	○	○	—	—	—	—	—
	16 保障見直し制度・一部保障見直し制度を利用する場合	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	17 無配当保険の特徴	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	相談・照会・苦情の連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### 各商品ごとのご契約のしおりの参照ページについて



◀ 該当商品

P.56~59, 84, 89, 90,  
96, 97, 103, 123~126  
◀ 各商品ごとのご契約の  
しおりの参照ページ

注意喚起情報の各項目の確認対象となる商品、および関係する各商品ごとのご契約のしおりの参照ページはこの欄に記載しています。各商品ごとのご契約のしおりは、当社ホームページで確認いただけます。

7

保険金等をお支払いできない場合

例

保険金等をお支払いできない場合があります。

みらかた	一時払	学資	こども	出産	長寿	長期	積立
P.56~59, 84, 89, 90, 96, 97, 103, 123~126	P.32, 33	P.37, 38	P.35, 50~53	P.21, 22, 40~42	P.32	P.31, 48, 49	P.16, 29, 30

## 1

## クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款(共通版)」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回や保険契約の解除ができます。

みらカタ

P.17, 18

一時払

P.11, 12

学資

P.11, 12

こども

P.13, 14

出産

P.11, 12

長寿

P.11, 12

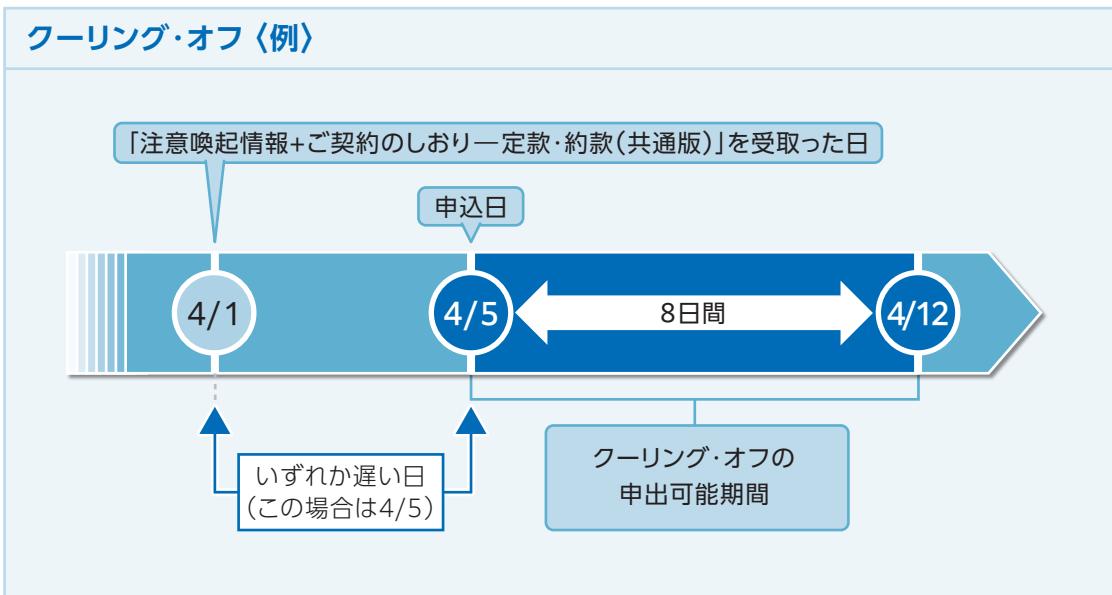
長期

P.13, 14

積立

P.10, 11

## クーリング・オフ〈例〉



- 当社指定の医師による診査後の場合や申込者または契約者が法人の場合は、当制度は利用できません。
- クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

## 申出方法

## 書面の場合

- クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- 書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

## 電磁的記録の場合

- 当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- 当社ホームページから上記期間内(8日以内)に申出ください。
- 当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

## 健康状態等の告知義務

### 健康状態等についてありのままを告知ください。

※ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)、ニッセイ傷害保障付積立保険は、健康状態等についての告知が不要です。



P.40~42



P.15~17



P.15~17



P.19~21



P.15~17



P.11



P.25~27



P.10

#### 告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 告知書<sup>(\*)1</sup>に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
 

\*1 当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- 生命保険募集人<sup>(\*)2</sup>や当社の確認担当職員には告知を受ける権限がありません。  
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、告知書または当社指定の医師の口頭での質問に沿って、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けできる場合があります。  
なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合もあります。



以下の保険の場合は、上記とは異なり、次の取扱いとなります。

#### 長寿 《ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)》

- 健康状態等の告知は不要です。ただし、当商品の特徴を十分ご理解のうえ、ご加入を検討ください。

詳しくは **12 死亡保障がないこと** を確認ください。

#### 積立 《ニッセイ傷害保障付積立保険》

- 健康状態等の告知は不要です。

前ページより

## 正しく告知いただけない場合の取扱い

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

なお、責任開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由等が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

- 保険契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由等に該当していても、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。**ただし、未払込保険料があるときは、解約払戻金から差引きます。**

また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消すことがあります。この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

# 3

## 責任開始(保障の開始)

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みや告知等が完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

みらカタ

一時払

学資

こども

出産

長寿

長期

積立

P.17, 43

P.11, 18

P.11, 18

P.13, 22

P.11, 18

P.11, 15

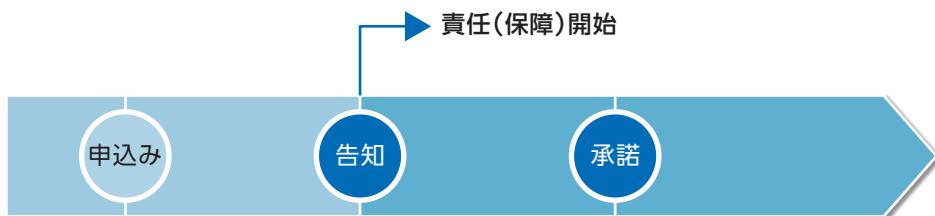
P.13, 28

P.10, 14

### 契約上の責任(保障)開始について

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。

〈例〉



例外  
を確認ください

以下の保険の場合は、上記とは異なり、次の取扱いとなります。

#### 一時払 《ニッセイ一時払終身保険、ニッセイ一時払養老保険、ニッセイ一時払年金保険》

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、一時払保険料相当額の払込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。

#### 長寿 《ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)》

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。
- この保険は、年金開始日以後の被保険者の生存時にのみ年金をお支払いする保険です。**この保険には、死亡保障はありません。**

詳しくは **12 死亡保障がないこと** を確認ください。

#### 積立 《ニッセイ傷害保障付積立保険》

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。

### 当社の生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人(\*)は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。  
\* 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

## 4

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合

## 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



P.39



P.14



P.14



P.18



P.14



P.14



P.24



P.13

- 解約・減額した保険契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずに保険契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様、健康状態等を告知する義務があります。

そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。

また、新しい保険契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

※ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)、ニッセイ傷害保障付積立保険は、健康状態等についての告知は不要です。

詳しくは **2 健康状態等の告知義務** を確認ください。

- 新しい保険契約については、**責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷害や疾病等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。**
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

# 5

## 保険料の払込みがない場合等の取扱い

**保険料は払込期月内に払込みください。払込みがない場合は、当社から通知を行ったうえで、保険契約を解除します。**

**解除された保険契約を元に戻すことはできません。**

**住所変更された場合、当社に必ず連絡ください。変更のご連絡がなく通知が届かない場合でも保険契約が解除されることになります。**



P.112、114



P.27、29



P.40、42



P.30、32



P.23、25



P.38、40



P.19、21

■ 払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。

- 保険料の払込みの案内(催告)
- 解除予定日(\*)の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもって保険契約を解除すること

\* 解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

■ 当社に登録いただいた住所について変更がある場合、必ず連絡ください。

**住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に上記通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、保険契約が解除されることになります。**

■ 今回加入する保険契約には次の取扱いはありません。

- 解除された保険契約を元に戻す取扱い
- 保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)

## 6

## 保険金等の請求

保険金等の支払事由等に該当した場合や、支払可能性があると思われる場合、または不明な点が生じた場合等には、すみやかに当社に連絡ください。

P.115、116、  
120、121P.25、26、  
30、31P.30、31、  
34、35P.43、44、  
47、48P.33、34、  
37、38

P.26~30

P.41、42、  
45、46P.22、23、  
26、27

- 保険金等の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり一定款・約款」にも記載していますので、あわせて確認ください。
- 当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ず連絡ください。
- 保険金等の支払事由に該当した場合、ご契約内容によっては、**複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点がある場合等には連絡ください。**
- ご契約内容や、ご契約時から保険金等の支払事由が生じるまでの期間により、お支払いする保険金額等が払込保険料の合計額よりも少ない金額となることがあります。



以下の保険の場合は、上記に加えて、次の取扱いとなります。

**《ニッセイ学資保険》**

- 契約者が死亡した場合は、当社に対して通知いただく必要がある旨を後継保険契約者に伝えてください。

**《ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)》**

- 5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。
  - 契約者は、年金開始日の前日に、年金の種類を変更することができます。
    - 年金の種類の変更…例えばご契約時に5年保証期間付終身年金を選択していた場合、年金開始日の前日に10年確定年金に変更することができます。(\*)
- \* 年金開始日の前日に当社が取扱っている年金の種類に限ります。

## 指定代理請求人による請求

- 被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。
- 指定代理請求人には、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を伝えてください。



以下の保険の場合は、上記「指定代理請求人による請求」に加えて、次の取扱いとなります。

### みらいカタ 《ニッセイみらいのカタチ【認知症保障保険】》

- 認知症が進行した場合、受取人（被保険者）が保険金を請求できないことがあるため、加入時に、指定代理請求人を必ず指定してください。
- 加入後、指定代理請求人の死亡等により指定代理請求人による請求ができなくなった場合には、保険金をお支払いできなくなることがあるため、指定代理請求人を新たに指定または変更してください。

### 長寿 《ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）》

- 契約者が被保険者の場合で、契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金の種類を変更することができます。
- 年金の種類の変更に関する事項も指定代理請求人に伝えてください。



以下の保険の場合は、上記「指定代理請求人による請求」とは異なり、次の取扱いとなります。

### こども 学資 《ニッセイこどもの保険、ニッセイ学資保険》

- 契約者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求することができます。
- 契約者が死亡した場合に保険金等の受取人となる育英年金受取人・後継保険契約者は指定代理請求人を新たに指定することができます。
- 指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。
- 指定代理請求人には、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を伝えてください。

## 7

## 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合があります。



P.56~59、84、89、90、  
96、97、103、123~126



P.32、33



P.37、38



P.35、50~53



P.21、22、  
40~42



P.32



P.31、48、49



P.16、29、30

代表的なものは、次のとおりです。

■ 支払事由に該当しない場合

- 責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする入院（告知書に記載の事項の対象外であっても、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため支払対象外となることがあります。） 等

■ 免責事由に該当した場合

- 責任開始の日から3年以内の自殺
- 契約者・被保険者等の故意または重大な過失 等

■ 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合

- 詐欺・不法取得目的によるものとして、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、**契約者、被保険者、保険金等の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき**等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が解除された場合



以下の保険の場合は、上記に加えて、次の場合も代表的なものとなります。

**みらカタ 《ニッセイみらいのカタチ【新3大疾病保障保険】》**

■ 責任開始前または責任開始の日から90日以内にがんと診断確定されていた場合

〈「がん要精検後検査等給付金あり型」を選択した場合〉

■ 支払事由に該当しない場合

- 責任開始の日から1年以内に受診したがん検診
- **厚生労働省の指針に示されていないがん検診<sup>(\*)1</sup>**

\*1 例：前立腺がん検診、子宮体がん検診等のがん検診  
乳がん検診のエコー検査、肺がん検診のCT検査等の検診項目

**《ニッセイみらいのカタチ【認知症保障保険】》**

■ 支払事由に該当しない場合

- 認知症または軽度認知障がいの診断確定において、認知機能検査または画像検査のいずれかを受けていない場合
- 責任開始時前に生じた傷害や疾病を原因とする認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合  
(この場合、認知症保障保険については無効となります。)

■ 責任開始の日から1年以内に認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合  
(この場合、認知症保障保険については無効となります。)

**《ニッセイみらいのカタチ【入院総合保険】》**

■ 責任開始の日から14日以内に**14日不担保対象感染症<sup>(\*)2</sup>**を発病した場合

\*2 「14日不担保対象感染症」に該当する疾病は当社ホームページを参照ください。

**《ニッセイみらいのカタチ【がん医療保険】》**

■ 責任開始前または責任開始の日から90日以内にがんと診断確定されていた場合  
(この場合、がん医療保険については無効となります。)



出産

**《ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険》****■ 支払事由に該当しない場合**

- 責任開始の日から1年以内の出産や、責任開始の日から2年以内の特定不妊治療

**■ 責任開始前または責任開始の日から90日以内にがんと診断確定されていた場合**

長寿

**《ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)》**

- 5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保証期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

## 8

## 解約と解約払戻金

**解約時の払戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数等によっては、まったくないこともあります。解約時に未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。**

みらカタ

P.133~137

一時払

P.36

学資

P.40, 41

こども

P.60~62

出産

P.47~49

長寿

P.33, 34

長期

P.52, 53

積立

P.31, 32

- 次の保険契約または特約には**解約払戻金がありません。**

**● 保険契約**

商品	保険契約
ニッセイみらいのカタチ	新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) 特定重度疾病保障保険 生活サポート保険 認知症保障保険 * 入院総合保険 * がん医療保険 * 特定損傷保険
ニッセイこどもの保険	こども総合医療保険

\* 保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合は解約払戻金があります。

**● 特約**

保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約、契約者保障保険料払込免除特約

前ページより

- 解約払戻金がある場合で、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。
- 保険種類によっては、保険期間の途中で解約払戻金が減少し、保険期間満了時にはなくなるものもあります。



以下の保険の場合は、上記に加えて、次の取扱いとなります。

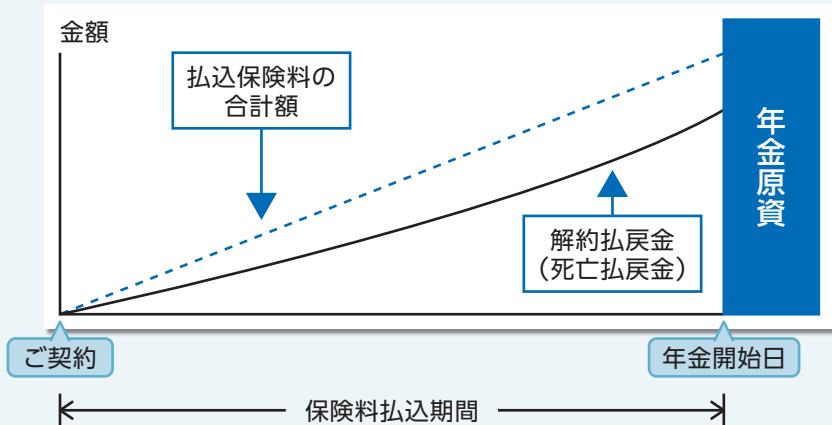
**出産** 《ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険》

- 給付金のお支払いにより、解約払戻金が減少します。
- 保険金額等を減額する取扱いはありません。

**長寿** 《ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)》

- 解約払戻金は、低く設定しているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。また、まったくないこともあります。

ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)の解約払戻金の推移イメージ



## 9

確認担当職員による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認

当社の確認担当職員(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等を確認させていただけことがあります。



P.19、115



P.13、25



P.13、30



P.15、43



P.13、33



P.13



P.15、41



P.12、22

## 10

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により保険金額等が削減されることがあります。



P.155、156



P.53、54



P.55、56



P.76、77



P.59、60



P.48、49



P.69、70



P.42、43

- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

## 11

相互会社運営

当社は相互会社です。相互会社では、契約者が社員となり、社員が選出する総代で構成する総代会では、経営に関する重要事項の審議と決議を行っています。



P.161



P.57



P.59



P.82



P.65



P.53、54



P.75



P.46

- 相互会社は、契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく会社形態です。相互会社では、有配当保険の契約者が保険加入と同時に会社の構成員である社員となります。

- 社員の権利には、社員配当金請求権等があります。また、社員の代表である総代を選出する社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

- 当社は保険業法にもとづき、株式会社の株主総会に相当する意思決定機関として、総代会を設置しています。

※ニッセイ傷害保障付積立保険は、剰余金の分配のない無配当保険です。

詳しくは ➡ 17 無配当保険の特徴 を確認ください。

以降は、各商品ごとに確認いただきたい事項を記載しています。

ニッセイみらいのカタチ、ニッセイこどもの保険、ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）の場合

12

### 死亡保障がないこと

一部の保険契約には死亡保障がありません。



P.70、85、  
95、100



P.26



P.8

■ 以下の保険には、被保険者が死亡した場合の死亡保障はありません。ただし、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金（解約払戻金と同額）や、前納した保険料の残額等をお支払いする場合があります。

商品	保険契約
ニッセイみらいのカタチ	生活サポート保険
	入院総合保険
	がん医療保険
	特定損傷保険
ニッセイこどもの保険	こども総合医療保険
ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）	長寿生存保険（低解約払戻金型）*

\* 年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡払戻金（解約払戻金と同額）しか支払われません。解約払戻金は低く設定しているため、死亡払戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

### ニッセイ学資保険の場合

13

### 育英年金の取扱いがないこと

育英年金はありません。



P.20、21

■ ニッセイ学資保険には、契約者が死亡した場合に支払われる育英年金はありません。

## 14

## 第1保険期間中の死亡保険金

**第1保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額(責任準備金額)は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**



P.9, 30

## 15

## お子さまの出生前に加入した場合

**お子さまの出生前に加入した場合には、お子さまが生まれた際、すみやかに当社に連絡ください。**



P.19



P.23

- お子さまの出生前に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。

## 〈例〉

## 《ニッセイ学資保険の場合》

お子さまの出生前に学資年金開始年齢が18歳の学資保険に加入した場合、学資年金開始日のお子さまの実際の年齢は17歳となり、18歳の誕生日をむかえる前に学資年金開始日が到来します。

## 《ニッセイ子どもの保険の場合》

お子さまの出生前に18歳満期のこども保険に加入した場合、保険期間満了時のお子さまの実際の年齢は17歳となり、18歳の誕生日をむかえる前に保険期間が満了します。

ニッセイみらいのカタチ、ニッセイ長期定期保険、ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険、ニッセイ遅増定期保険の場合

## 16

### 保障見直し制度・一部保障見直し制度を利用する場合

現在のご契約について保障見直し制度や一部保障見直し制度を利用する場合、お客様にとって不利益となる事項があります。



P.20~36



P.16~23

- これらの制度は、見直し対象となる保険契約（見直し前契約）の見直し価格（下取り価格）を、見直し後の保険契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当する制度です。  
**同制度の利用により、見直し前契約は消滅します。**

- 同制度を利用することで、見直し前契約の保障内容、保険金額、保険料、保険料払込期間等は**変更されます**ので、「**契約概要**」や「**見直し前契約明細書**」等にて**見直し前契約の内容を必ず確認いただき、比較のうえ検討ください。**

- ニッセイみらいのカタチ入院総合保険は2019年4月1日以前に販売していたニッセイみらいのカタチ総合医療保険等と保障内容等が異なるため、入院や手術等の内容に応じて支払われる給付金の種類や支払額等が異なること 等

- **保険料の基礎となる予定利率等は、見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。**

- 同制度利用時には、健康状態等を告知する義務があります。  
そのため、健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります。  
また、見直し後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。

詳しくは **2 健康状態等の告知義務** を確認ください。

- 見直し後契約が告知義務違反に該当した場合には、見直し後契約または特約を解除する場合があります。  
**この場合、見直し前契約に戻すことはできません。**

- 見直し後契約については、**責任開始の日から3年以内の自殺の場合や、原因となる傷害や疾病等が責任開始時前に生じている場合等には、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。**

- 保障内容の見直しにあたっては、同制度を利用する以外の方法もありますので、次ページ以降の表を確認ください。現在のご契約の加入時期に応じて利用できる制度が異なります。なお、次ページ以降の①②のご契約をあわせて保障見直し制度を利用し、1つの新しいご契約に加入する場合は、それぞれの該当箇所を確認ください。



以下の場合は、上記に加えて、次の取扱いとなります。



《ニッセイみらいのカタチにおいて、見直し前契約に身体障がい保障保険、介護保障保険または定期保険(定期保険は、身体障がい保障保険または介護保障保険と組み合わせている場合に限ります。)があり、見直し後契約に生活サポート保険がある場合》

- 身体障がい保障保険、介護保障保険、定期保険(定期保険は、身体障がい保障保険または介護保障保険と組み合わせている場合に限ります。)の契約日等から2年を経過していないときでも、保障見直し制度または一部保障見直し制度を利用できる場合があります。  
この場合、見直し後契約の告知義務違反による解除に加えて、見直し前契約の告知義務違反により見直し前契約を解除する場合があります。

次の事項は、保障見直し制度を利用する場合のみ確認ください。

- 見直し前契約の配当金や据置金は見直し後契約の保険料の一部に充当するため、引出しができなくなります。
- 見直し直後は、見直し前契約に比べ、通常、契約貸付制度により貸付できる金額が低くなります。

前ページより

## ① 現在のご契約の契約日が2012年4月1日以前の場合

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等(見直し価格)を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	<u>消滅します。</u>
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が1件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただけます。	継続します。
特約変更制度	現在のご契約を解約することなく、変更する特約の責任準備金を新しい特約の一部に充当する方法です。	現在のご契約の主契約等の保障内容は変えずに、所定の特約のみ新しい特約に変更することができます。	変更日の直前の契約応当日における年齢、変更申込日の保険料率により変更後特約の保険料を計算し、責任準備金を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	<u>変更対象となる特約は消滅し、主契約および変更対象とならない特約は継続します。</u>
保険金額等の 減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただけます。(減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。)	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払済の保険契約に変更する方法です。(保険金額等は、通常、小さくなります。)	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	<u>保険料払済の保険契約として継続します。付加されている特約(リビング・ニーズ特約を除く)は消滅します。</u>

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社までお問合せください。

次ページへ続く

## ② 現在のご契約の契約日が2012年4月2日以降の場合(\*)

\* 契約日が2012年4月2日以降の場合でも、見直し前契約がニッセイみらいのカタチ発売前の保険(EXシリーズ)のときは、「見直し前契約の契約日が2012年4月1日以前の場合」を確認ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等(見直し価格)を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したとの保険料を払込みいただきます。	<u>消滅します。</u>
一部保障見直し制度	組み合わせた一部の保険契約の責任準備金等(見直し価格)を見直し後の保険契約の保険料の一部に充当する方法です。	必要な保障は継続しつつ、保障額の見直しや保険種類、期間等を総合的に変更することができます。	一部保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により、見直し後の保険契約の保険料を計算し、見直し価格を充当したとの見直し後の保険契約の保険料を、見直し対象とならない保険契約の保険料と合算して払込みいただきます。	<u>見直し対象となる保険契約は消滅し、見直し対象とならない保険契約は継続します。</u>
保障追加制度	現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせる方法です。	現在のご契約はそのまま継続しつつ、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。	保障追加制度利用時の年齢・保険料率により新たに加入する保険契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料と合算して払込みいただきます。	継続します。
終身変更制度	現在ご加入の保険契約を、毎年の契約応当日に終身保険または保険期間が終身の保険契約に変更する方法です。 (保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。)	現在ご加入の定期保険の全部または一部を、診査や告知なしで終身保険にする等の変更ができます。	終身変更制度の利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	<u>変更前の保険契約のうち、変更対象となる部分は消滅し、変更対象とならない部分は継続します。</u>
更新時・指定年齢到達 時の保険内容の変更	更新時・指定年齢到達時に保険契約の保険期間等を変更する方法です。 (保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。)	更新時・指定年齢到達時に診査や告知なしで保険期間等を変更することができます。	制度利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	<u>変更対象となる保険契約は消滅します。</u>

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社までお問合せください。

前ページより

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に入加入いただく方法です。ご契約が1件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に入加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただけます。	継続します。
年金支払への移行	終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る方法です。(通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。)	保険料払込期間経過後のいすれかの契約応当日に、終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。	当制度は保険料払込期間経過後のお取扱いのため、以後の保険料の払込みは不要です。	終身保険のうち、 <u>年金支払の移行対象となる部分は消滅し、移行対象とならない部分は継続します。</u>
保険金額額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただけます。(減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。)	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払済の保険契約に変更する方法です。(保険金額等は、通常、小さくなります。)	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払済の保険契約として継続します。 <u>組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する保険契約以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。</u>

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社までお問合せください。

無配当保険の特徴

配当金はありません。また、契約者は、当社の社員とはなりません。



P.17

- ニッセイ傷害保障付積立保険は、剩余金の分配のない無配当保険のため、この保険の契約者は、定款の社員の範囲に関する規定により、当社の社員とはなりません。
- ニッセイ傷害保障付積立保険の契約者は、保険約款にもとづく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等、保険契約に関する権利義務を有しますが、社員の代表である総代を選出する社員投票等の社員としての権利は有しません。

生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情につきましては、ニッセイコールセンターに連絡ください。

ニッセイコールセンター

**0120-201-021** (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

**0120-147-369** (通話料無料)

受付  
時間

月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)

この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

ホームページアドレス ➤ <https://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 当冊子の目次

■ 注意喚起情報 .....	卷頭
----------------	----

■ ご契約のしおり .....	2
-----------------	---

### ご契約のしおりをお読みいただくにあたって

「ご契約のしおり」とは .....	3
当社ホームページでの確認方法 .....	3
ご契約内容の確認 .....	5
■ご契約情報の記入欄 .....	5
■保険契約のチェック欄 .....	6

### 保険金等の請求

保険金等の請求の流れ .....	9
------------------	---

### 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 .....	10
■契約内容登録制度・契約内容照会制度 .....	10
■支払査定時照会制度 .....	10



# ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、  
保障内容、保険金等をお支払いできない  
場合、諸手続き等）をわかりやすく説明  
しています。

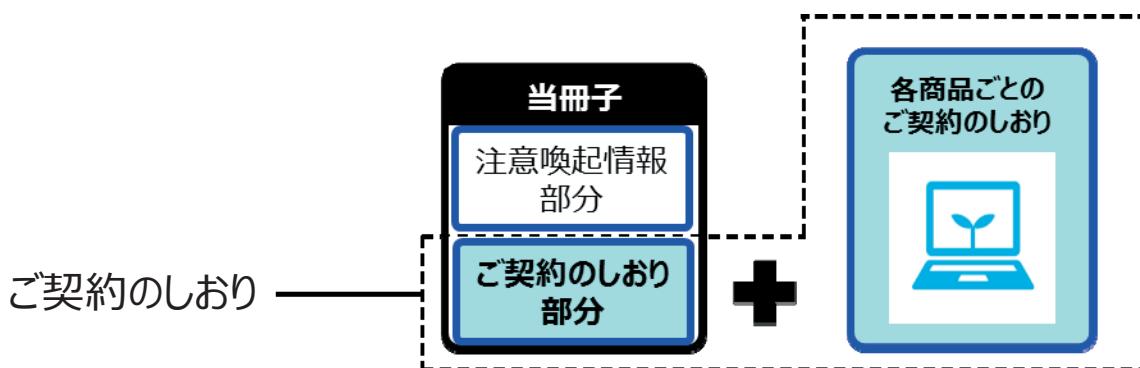
## 「ご契約のしおり」とは

○「ご契約のしおり」とは、ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しているものです。

○当冊子には「ご契約のしおり」のうち、ご契約のしおりをお読みいただくにあたって確認いただきたい事項および保険金等の請求方法について記載しています。その他の内容は加入する商品により異なるため、「各商品ごとのご契約のしおり」をご準備しております。「各商品ごとのご契約のしおり」は当社ホームページに登載しておりますのであわせて確認ください。

（なお、当社ホームページを閲覧できる環境がない等の場合は、紙冊子で確認いただくこともできます。）

当社において一般的に「ご契約のしおり」という場合、当冊子の「ご契約のしおり部分」および「各商品ごとのご契約のしおり」のことをいいます。



○「ご契約のしおり」には、以下のような目的に応じた説明がございます。以下のような場合には、「各商品ごとのご契約のしおり」の「目的別もくじ」に記載のページを確認ください。

- |                     |                  |               |
|---------------------|------------------|---------------|
| ●保険の特徴について知りたい      | ●申込みを撤回したい       | ●告知義務について知りたい |
| ●いつから保障が開始されるのか知りたい | ●保険料の払込みについて知りたい | ●保険料の負担を減らしたい |
| ●保障内容を見直したい         | ●解約したい           | ●受取人を変更したい    |
| ●税金について知りたい         | ●住所・名前等が変わった等    |               |

## 当社ホームページでの確認方法

○次ページに記載の方法により各商品ごとのご契約のしおりの内容を当社ホームページにて確認いただけます。

○また、次ページの方法のほか、「保険契約のチェック欄」に記載している各商品のQRコードを読み取るか、当社ホームページ上でQRコードをクリックすることで、当社ホームページの各商品ごとのご契約のしおりの内容を確認できます。

※QRコードは株テンソーウェーブの登録商標です。

## ■当社ホームページの操作方法

○各商品ごとのご契約のしおり等を Web でご覧いただく場合の主な画面の流れにもとづいて、操作方法を説明しています。なお、当社ホームページは「日本生命」で検索または右記のアドレスを入力ください。

※画面はイメージです。今後予告なく変更されることがあります。

### ①当社ホームページ トップページ

下にスクロール

(画面下段「公式 SNS」の上)

### 「ご契約のしおり－定款・約款更新のしおりはこちら」を選択

「ご契約のしおり－定款・約款更新のしおりはこちら」を選択

### ②しおり・約款の検索

しおり・約款の検索

ご契約のしおり	<input type="text"/>
○しおり番号から探す	2024 (令和6) 年 05 月 22 日
○契約日から探す	
更新のしおり	<input type="text"/>
○更新日・変更日から探す	2024 (令和6) 年 05 月 22 日
<input type="button" value="検索"/>	

6～8ページを確認いただき、今回加入する保険契約に対応した「しおり番号」を入力

### ③検索結果（ご契約のしおり）

#### 検索結果（ご契約のしおり）

（検索条件）しおり番号 : 202404A

しおりを閲覧いただくにあたってご確認ください。

- しおりや約款は作成当時の内容をそのまま表示します。
- キーワードを指定して関連する内容を検索できます。

ご利用されているブラウザによっては利用できない場合がございます。

みらいのカタチ

(202404A)

確認したいコンテンツを選択

○ご契約のしおり [11.94MB]

キーワードを検索

○約款 [2.03MB]

キーワードを検索

### ④しおり・約款 PDF

・PDF でしおり・約款の全ページを確認いただけます。

ご契約にあたって

#### 1 ニッセイみらいのカタチの特徴

しおり PDF のイメージ

ニッセイみらいのカタチは、ライフプランにあわせて、『保険種類』・『保険期間のタイプ』を自在に設計できる保険です。

『保険種類』の選択

『保険期間のタイプ』の選択

複数の保険契約を組み合わせて一体の保険として加入することができます。

単独で加入することもできます。

P13・P14もあわせてお読みください

①2024年4月現在の取扱いです。

<複数の保険契約を組み合わせて加入する場合に選択できる保険種類>

普通保険 *	P44	賃貸保険 *	P45
年金保険	P46	定期保険 *	P48
生存給付定期保険 *	P49	新3大疾病保障保険 *	P51
特定重複疾病保障保険	P64	生活サポート保険	P70
			P25

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらのQRコードを読み取るか、当社ホームページ上でQRコードをクリックすることで、しおり・約款の検索画面にアクセスできます。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※QRコードは公開された仕様にもとづき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。

4

## ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が交付されましたら、以下の記入欄に記入および保険契約のチェック欄にレ点チェックのうえ活用ください。

### ■ ご契約情報の記入欄

契約番号	一	契約日 * 1	年	月	日
契約者					
被保険者					

\* 1 一部保障見直し制度・保障追加制度を利用した場合は、今回加入した保険契約の追加契約日を記入ください。

## ■保険契約のチェック欄 \*1\*2

(今回加入した保険契約に  チェックし、該当する商品のご契約のしおりを確認ください。)

○支払事由の詳細については、各商品ごとのご契約のしおりの「保障内容」の章をあわせてお読みください。



### ニッセイみらいのカタチ

<input type="checkbox"/>	終身保険 ※	終身にわたって死亡に備える保険
<input type="checkbox"/>	養老保険 ※	一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険
<input type="checkbox"/>	年金保険	計画的に将来必要な資金を準備できる保険
<input type="checkbox"/>	定期保険 ※	一定期間、死亡に備える保険
<input type="checkbox"/>	生存給付金付定期保険 ※	一定期間、死亡に備えながら生存給付金を受取れる保険
<input type="checkbox"/>	新3大疾病保障保険 ※	がん・急性心筋梗塞・脳卒中に備える保険 (死亡保障の型は選択できます)
<input type="checkbox"/>	特定重度疾病保障保険	死亡保障を抑え、特定重度疾病に重点的に備える保険
<input type="checkbox"/>	生活サポート保険	身体障がい状態と要介護状態に備える保険
<input type="checkbox"/>	認知症保障保険	死亡保障を抑え、認知症に重点的に備える保険
<input type="checkbox"/>	入院総合保険	入院・外来手術等に備える保険
<input type="checkbox"/>	がん医療保険	がんによる入院・手術等に備える保険
<input type="checkbox"/>	特定損傷保険	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療に備える保険
<input type="checkbox"/>	保険料払込免除特約	所定の3大疾病等により所定の事由に該当した場合に保険料の払込みが免除される特約
<input type="checkbox"/>	リビング・ニーズ特約 *3	余命6ヶ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約

【しおり番号】  
202501A



当Q  
社R  
ホC  
ームD  
ペI  
ジ取  
るか、当  
社ホ  
ームペ  
ージ上  
でQR  
コード  
をクリ  
ックす  
ることで、  
各商  
品ご  
との  
ご契  
約の  
しお  
りの  
内  
容  
を確  
認  
で  
き  
ま  
す。

- \* 1 一部保障見直し制度・保障追加制度を利用した場合、今回加入した保険契約以外の保険契約の内容については、各保険契約の加入時等に提供しているしおりを確認ください。また、すでに確認いただいているしおりの「■保険契約のチェック欄」でチェックしている保険契約であっても、今回のご契約内容には含まれなくなる場合があります。今回のご契約内容については「契約内容通知書」を確認ください。
- \* 2 入院継続時収入サポート保険の内容については、2024年4月改訂版の「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一定款・約款」を確認ください。
- \* 3 リビング・ニーズ特約は、上記の保険契約のうち、末尾に「※」のある保険契約に自動的に付加されます。  
(新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)の場合は付加されません。)

QRコードは株式会社ニッセイソーラーワークスの登録商標です。



## ニッセイ一時払終身保険、ニッセイ一時払養老保険、ニッセイ一時払年金保険



終身保険 ※

終身にわたって死亡に備える保険



養老保険 ※

一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険



年金保険

将来必要な資金を準備できる保険



リビング・ニーズ特約\*1

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約

【しおり番号】  
202501C



\*1 リビング・ニーズ特約は、上記の保険契約のうち、末尾に「※」のある保険契約に自動的に付加されます。



## ニッセイ学資保険



学資保険

お子さまの大学等の進学費用や学費の負担等に備える保険

【しおり番号】  
202501E



## ニッセイこどもの保険 \*2



こども保険

お子さまの教育資金等に備える保険



こども総合医療保険

お子さまの入院・手術等に備える保険



契約者保障保険料払込免除特約

契約者が所定の3大疾病等により所定の事由に該当した場合に保険料の払込みが免除される特約

【しおり番号】  
202404D



\*2 保障追加制度を利用してこども総合医療保険に新たに加入した場合、すでに加入しているこども保険の内容については、こども保険の加入時に確認いただいている「ご契約のしおり一定款・約款」(ニッセイこどもの保険)を確認ください。

QRコードは株テンソーウェーブの登録商標です。

当社R  
ホコ  
ームペ  
ー読  
ジる  
各商  
品当  
ご社  
ホム  
契約  
のジ  
しお  
りの  
内  
容  
を確  
認で  
きま  
す。そ  
れで  
Q  
R  
コード  
を確  
認で  
きま  
す。

出産

## ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険

出産サポート給付金付  
3大疾病保障保険がん・急性心筋梗塞・脳卒中と死亡に加え、出産や  
特定不妊治療に備える保険

## リビング・ニーズ特約\*1

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の  
全部に代えて特約保険金を受取ることができる特約【しおり番号】  
202404G

\*1 リビング・ニーズ特約は、出産サポート給付金付3大疾病保障保険に自動的に付加されます。

長寿

## ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）



## 低解約払戻金型長寿生存保険

死亡保障を行わず、将来必要な資金を重  
点的に準備できる保険【しおり番号】  
202404F

長期

ニッセイ長期定期保険、ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期  
保険、ニッセイ遞増定期保険

## 長期定期保険 ※

一定期間、死亡に備える保険

傷害保障重点期間  
設定型長期定期保険所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一  
定期間、傷害を原因とするかによらず死亡に備える保険

## 递增定期保険 ※

所定の期間経過後に毎年50%の割合で保険金額が通  
増し、一定期間、死亡に備える保険

## リビング・ニーズ特約\*2

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金  
の全部または一部を受取ることができる特約【しおり番号】  
202404B

\*2 リビング・ニーズ特約は、上記の保険契約のうち、末尾に「※」のある保険契約に自動的に付加されます。

積立

## ニッセイ傷害保障付積立保険



## 傷害保障付積立保険

一定期間、傷害による死亡に備えながら  
資産形成ができる保険【しおり番号】  
202501I当社ホームページを  
お読み取る各商品ごとにご契約のじ  
しよりQのR内コントロールを確  
認クリックすることで、

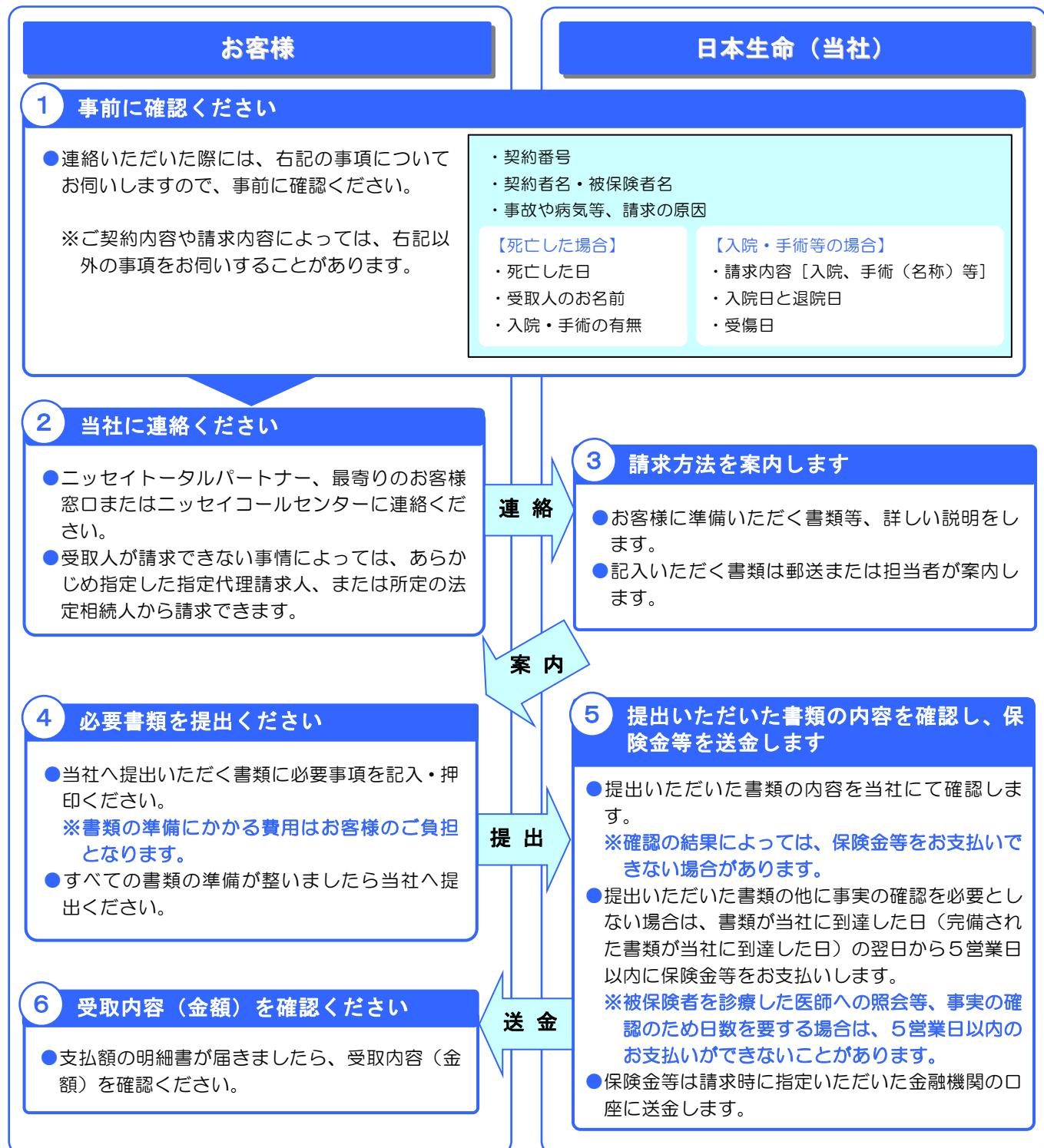
# 保険金等の請求の流れ

保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金等は次の請求手続の流れに沿って保険金等の受取人から行ってください。

ただし、満期保険金、年金、生存給付金等、保険金等の種類によっては、請求手続が異なる場合があります。

各商品ごとの請求手続については、各商品ごとのご契約のしおりを確認ください。



○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員（当社が委託した確認担当者を含みます）が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。

また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することができます。

## 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 契約内容登録制度・契約内容照会制度

当社は、一般社団法人生命保険協会（「協会」）、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（総称して「各生命保険会社等」）とともに、保険契約もしくは共済契約等（「保険契約等」）のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等（「保険金等」）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報（詳細は各商品ごとのご契約のしおりまたは当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください）を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

### 支払査定時照会制度

当社は、一般社団法人生命保険協会（「協会」）、協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約等の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する所定の相互照会事項記載の情報（被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額等）を共同して利用しております。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

# MEMO

# MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# MEMO

# 生命保険のお手続きやお問合せ

(2025年1月現在)

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口  
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●お客様番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

## 電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

**0120-201-021** (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

**0120-147-369** (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※祝日、12/31～1/3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、  
あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

## 窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。



## 日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き



<https://www.nissay.co.jp>

パソコン

日本生命

検索



スマートフォン



ダウンロードは  
お済みですか？

まだお済みでない方は  
「日本生命アプリ」を  
いますぐダウンロード！



### 利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	出金手續・一部変更手續について 月～土曜日 8:00～23:45 日曜日・祝日 8:00～20:00
火～土曜日	24時間	
日曜日・祝日	0:00～20:00	

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、

12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部ご利用いただけない時間帯がございます。  
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

## 説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことからを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。

なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

### 特に…

**クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）**

**健康状態等の告知義務**

**責任開始（保障の開始）と契約日**

**保険料の払込方法**

**保険料の払込期月・保険料期間**

**保険料の払込みの案内と保険契約の解除**

**保険金等をお支払いできない場合**

**解約と解約払戻金**

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからです。

告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

※商品により項目名が一部異なる場合があります。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本店  
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12  
東京本部  
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては  
**0120-201-021**（ニッセイコールセンター）（通話料無料）  
<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>  
**0120-147-369**（通話料無料）

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、  
保険契約締結の代理権はありません。

[登録年月日25/1/2] (商品開発部2025.1.900,000 No.0902)②